

不妊治療費助成制度(概要)



一般不妊治療費助成事業（医療保険適用の費用）
令和4年4月1日から保険適用された不妊治療
（通算5年間）

- 一般不妊治療
タイミング法、男女の薬物療法、検査、手術 等
- 人工授精
※山口県不妊治療（人工授精）費助成事業助成額を除く
- 生殖補助医療
体外受精・顕微授精・採精手術 等

令和4年度開始 光市独自制度
所得制限なし
1年度あたり 最大 3万円助成



山口県不妊治療（人工授精）費助成事業
医療保険適用の人工授精費（所得制限あり）
（通算5年間）

山口県助成制度 最大 9,000円助成



不育症治療費等助成制度(概要)



光市不育症治療費補助金制度
医療保険適用、適用外の不育症治療及び検査費用
（通算5年間）

光市独自制度 所得制限なし
1年度あたり 最大 20万円助成



山口県不育症検査費助成事業
先進医療として国が告示している不育症検査費用

山口県助成制度 所得制限なし
1回の検査につき 最大 6万円助成

●不育症とは？

厚生労働省では、妊娠はするものの2回以上繰り返す流産や死産などによって赤ちゃんを授けられないことを不育症としています。

光市では、次世代育成支援の一環として、
子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、
不妊・不育症治療を受けているご夫婦に対して、
治療費の一部を助成する支援を行っています。

このリーフレットに掲載していない内容は、
下記 QR コードから
光市ホームページをご覧ください。

申請書・説明書等の記載内容をご確認のうえ、
ご不明な点は下記へお問合せください。



光市健康増進課

〒743-0011 光市光井二丁目2番1号

(光市総合福祉センター あいぱーく光 ⑨番窓口)

TEL: 0833-74-3007



令和5年度



光市

不妊・不育症治療費等の 助成制度のご案内 (概要版)



令和5年5月10日時点